

答 申 案 件 の 概 要

件名	活動日誌についての不開示決定処分に対する審査請求 (情報公開・個人情報保護審査会答申第24号)						
経緯	開示請求年月日	平成25年11月21日	審査請求年月日	平成26年1月31日	担当課	開示決定等	警察本部警務部広報課
	開示決定等年月日	平成25年12月4日	諮問年月日	平成26年3月4日		審査請求	公安委員会
開示請求の内容	審査請求人に対し、特定の日時、特定の場所で職務質問を行った2名の警察官の活動日誌の開示。 (請求対象日：平成22年7月15日から7月21日 平成22年8月23日から9月1日 平成22年9月1日 平成22年9月16日)						
本件処分の内容	不開示決定 (不開示理由) 青森県情報公開条例(平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。)第7条第3号(個人情報)該当 開示請求された行政文書については、当該行政文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり、条例第7条第3号により不開示とすべき情報を開示することとなるので、当該行政文書の存否を答えることができないため。						
審査請求の趣旨	不開示決定を取り消し、審査請求人が開示請求した行政文書の開示を求める。						
審査会の結論	青森県警察本部長(以下「実施機関」という。)が、行政文書の存否を明らかにしない不開示決定を行ったことは、妥当である。						
審査会の判断要旨	<p>1 対象行政文書について</p> <p>審査請求人から平成25年11月21日付けで行われた行政文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)は、特定の日時・場所において、審査請求人に対して職務質問を行った2名の警察官の活動日誌について、請求対象年月日を特定した上で行政文書の開示を求めたものである。 このため、本件開示請求の対象行政文書(以下「本件対象文書」という。)が存在する場合、審査請求人が警察官から職務質問を受けたという事実があることが、前提となっている。</p> <p>2 本件処分の妥当性について</p> <p>実施機関は、本件開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることにより、特定の個人が特定の日時・場所において、職務質問を受けたという事案の有無を証明することとなり、特定個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号に規定する個人情報を開示することになると判断し、条例第10条に基づき不開示処分とした旨主張していることから、条例第7条第3号該当性及び実施機関の処分の妥当性について検討する。</p>						

(1) 条例第7条第3号本文該当性

ア 本件開示請求は、審査請求人に対して職務質問を行った2名の警察官に係る活動日誌の開示を求めるものであり、審査請求人という特定個人が職務質問を受けたということを前提としている。

イ 特定の個人が警察官から職務質問を受けたという情報が、当該特定の個人の行動に関する個人情報で、特定個人を識別することができる情報であることは明らかであり、これは、条例第7条第3号本文に該当する。

(2) 条例第7条第3号ただし書イ該当性

ア 審査請求人は、条例又は青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号。以下「個人情報保護条例」という。）いずれかの規定に基づき個人情報の開示請求をした場合、一方の条例では不開示情報に該当しても、他方の条例により開示されなければ不合理であり、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合には、個人情報保護条例第14条の規定により開示されるため、個人が識別される情報であっても、条例第7条第3号ただし書イに該当し開示されるべきである旨主張している。

イ しかしながら、条例第5条に規定する開示請求権は、何人に対しても等しく認める権利であるから、条例第7条第3号ただし書イの「法令若しくは他の条例の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られると解すべきである。

ウ 当該情報が、当該特定の個人からの請求により、個人情報保護条例第21条第1項に基づき開示されることがあり得るとしても、それは当該特定個人からの請求ということが前提である。何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めた規定ではない。

エ よって、本件開示請求の対象となる情報（以下「本件情報」という。）が、条例第7条第3号ただし書イに該当するとは認められない。

(3) 条例第7条第3号ただし書ハ該当性

ア 審査請求人は、本件対象文書に記載されているのは、審査請求人の個人情報ではなく警察官の職務の遂行に係る情報であるため、条例第7条第3号ただし書ハに該当し開示されるべきである旨主張している。

イ しかしながら、本件情報が個人情報に該当するというのは、審査請求人の個人情報該当性についての問題であり、警察官の個人情報についてではない。

ウ よって、本件情報が、条例第7条第3号ただし書ハに該当するとは認められない。

(4) 条例第10条該当性

以上、本件対象文書は、特定個人が警察官に職務質問を受けたことを前提として作成されるものであるから、本件対象文書の存否を明らかにするだけで、当該特定個人が職務質問を受けた事実の有無が明らかとなり、条例第7条第3号の不開示情報を開示することとなる。

よって、条例第10条に基づき、行政文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行った実施機関の判断は、妥当であると認められる。

3 その他

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

<結論>

以上のとおり、本件開示請求に対し実施機関が行った不開示決定は妥当である。